

## 携帯電話事業者等に対する立入調査結果について (平成28年度中)

### 1 法的根拠

青少年健全育成条例（以下「条例」という。） 第39条

### 2 調査の目的

知事の指定を受けた立入調査員が、行政権限下において、条例で規定された各責務を担う事業所等に立入り、資料等を確認又は質問等をして調査することで、条例の履行状況を把握すると共に、不適切な箇所を指導し改善させ、もって青少年の健全な育成を阻害し又は非行を誘発するおそれのある行為の防止を促進すること。

### 3 調査対象

県下所在の携帯電話インターネット接続役務提供事業者（以下「携帯電話事業者」という。）の代理店を対象に実施した。

なお、キャリア三社の専売店については、県下把握店舗141店舗（H29.2 現在）中99店舗（約70.2%）を実施した。

	A社	B社	C社	その他	合計
専売店	35	34	30	2	101
家電量販店等	4	1	4	2	11
合計	39	35	34	4	112

※ 単位：店舗

※ 専売店とは、専用に店頭を構える、いわゆる携帯電話ショップのことを指す。

※ 家電量販店等とは、同店舗内にブース等を構えて営業している形態を指す。

### 4 実施者

- 環境生活部共同参画社会推進課青少年育成班員
- 各地方振興事務所（地域事務所）員
- 各警察署少年警察補導員

### 5 実施結果の概要

- (1) 違反事項 6件5店舗（全店舗中約4.5%）
- (2) 指導状況 現地指導及び携帯電話事業者（キャリア等）を通じて指導。

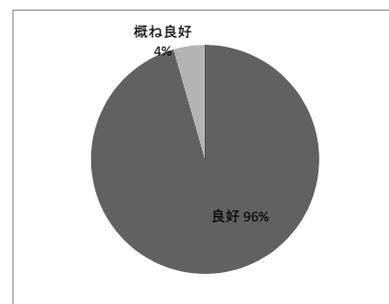
### 6 項目別の調査結果（条例の義務規定の履行状況）

#### (1) 利用者年齢確認義務の履行状況

条例において、携帯電話インターネット接続役務提供契約（以下「契約」という。）に際しては、利用者が青少年であるかを確認しなければならないとしている。

調査の結果、全ての店舗で年齢確認が実施されていた。

条例には明記されていないものの、確実な確認方法として、公的証明書による年齢確認の必要性について指導した。



利用者年齢確認義務	該当店舗件数	割合
良好	107	96%
概ね良好	5	4%
一部改善を要する	0	0%
不適切	0	0%
合計	112	100%

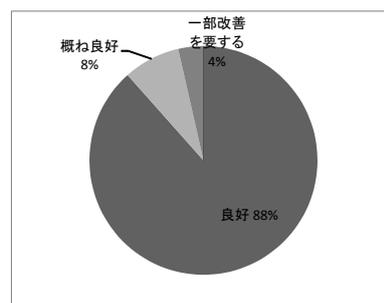
## (2) フィルタリングに関する説明及び資料の交付義務の履行状況

条例において、青少年利用にかかる契約時等には条例及び同施行規則に掲げている事項を保護者等に説明の上、その資料を交付しなければならないとしている。

調査の結果、説明項目が一部欠けていた店舗が4件あったが、その他の店舗は適正に実施されていた。

### 【指導事項】

- ・ Wi-Fi 利用時におけるフィルタリング対策の方法の説明欠落 1店舗
- ・ 有害情報の閲覧危険性の説明欠落 3店舗

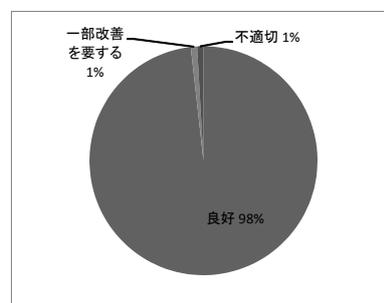


フィルタリング説明等	該当店舗件数	割合
良好	99	88%
概ね良好	9	8%
一部改善を要する	4	4%
不適切	0	0%
合計	112	100%

## (3) 不要申出書の提出・保存義務の履行状況

条例において、青少年利用にかかる契約時等にフィルタリングを利用しない場合には、保護者から施行規則で定める理由を付した不要申出書を徴し、当該契約が終了する日又は当該利用青少年が18歳に達する日まで保存することとしている。

調査の結果、保存期間等が不適切な店舗が2件あったが、その他の店舗は適正に実施されていた。

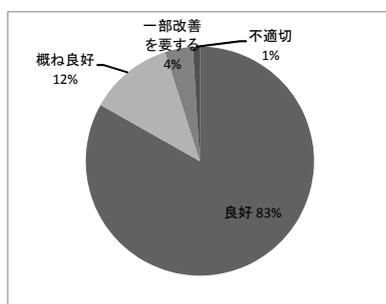


不要申出書の提出等	該当店舗件数	割合
良好	110	98%
概ね良好	0	0%
一部改善を要する	1	1%
不適切	1	1%
合計	112	100%

## 7 店舗形態別の調査結果

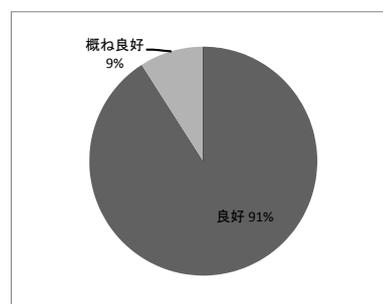
対象数に差異はあるものの、家電量販店等において違反事項は見受けられなかった。

### 【専売店（ショップ）】



専売店(ショップ)	該当店舗件数	割合
良好	84	83%
概ね良好	12	12%
一部改善を要する	4	4%
不適切	1	1%
合計	101	100%

### 【家電量販店等】



家電量販店等	該当店舗件数	割合
良好	10	91%
概ね良好	1	9%
一部改善を要する	0	0%
不適切	0	0%
合計	11	100%

※ 「良好」 < 「概ね良好」 < 「一部改善を要する」 < 「不適切」と順位づけ、一項目でも該当がある場合には最上位欄に計上